6　各締約国は、他の締約国に対し、自国の発給機関の名称、住所、署名の見本及び公の印章の印影を提供する。これらの情報については、他の締約国への周知のため、第十八・三条（ＲＣＥＰ合同委員会の任務）1(i)の規定に基づいて設置されるＲＣＥＰ事務局（以下この章において「ＲＣＥＰ事務局」という。）を通じて電子的に提出する。その後の変更については、他の締約国への周知のため、ＲＣＥＰ事務局を通じて同様の方法により速やかに提出する。締約国は、これらの情報のうち過去三年間のものを掲示するための安全なウェブサイトを開設するよう努めるものとし、当該ウェブサイトについては、全ての締約国がアクセス可能なものとする。

7　6の規定にかかわらず、締約国は、自国の発給機関が発給する原産地証明書に関連する情報（原産地証明書番号、統一システム番号、産品の品名、数量、発給の日付及び輸出者の氏名又は名称を含む。）を掲示した自国の安全なウェブサイトであって、全ての締約国がアクセス可能なものを開設した場合には、他の締約国への周知のためＲＣＥＰ事務局に対して自国の発給機関の署名の見本を提供することを要求されない。締約国は、この協定が全ての署名国について効力を生ずる日の後三年を経過した後に、発給機関の署名の見本を提供する要件について見直しを行う。

8　意図的でない誤り、不作為その他正当な原因により船積みの時に原産地証明書が発給されなかった場合又は5(a)に規定する状況においては、原産地証明書を遡及して発給することができる。ただし、船積みの日の後一年以内に限る。この場合には、当該原産地証明書には、「ISSUED RETROACTIVELY」との文言を記載するものとする。

9　輸出者、生産者又はこれらの者の権限を与えられた代理人は、当初の原産地証明書が盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、輸出締約国の発給機関に対し、当初の原産地証明書の認証された真正な写しの発給を書面により申請することができるものとする。当該写しについては、次のとおりとする。

(a)　当初の原産地証明書の発給の日の後一年以内に発給する。

(b)　当初の原産地証明書の申請に基づくものとする。

(c)　当初の原産地証明書と同一の原産地証明書番号及び日付を記載する。

(d)　「CERTIFIED TRUE COPY」との文言を裏書する。

第三・十八条　原産地申告

1　第三・十六条（原産地証明）に規定する原産地申告については、次に掲げる者が作成することができるものとする。

(a)　第三・二十一条（認定された輸出者）に規定する認定された輸出者

(b)　産品の輸出者又は生産者。ただし、第三・十六条（原産地証明）2及び3の規定に従うことを条件とする。

2　原産地申告については、次のとおりとする。

(a)　附属書三Ｂ（必要的記載事項）の規定に従って作成する。

(b)　英語により作成する。

(c)　証明する者の氏名又は名称を記載し、及びその署名を付する。

(d)　原産地申告が作成された日付を記載する。

第三・十九条　連続する原産地証明

1　第三・十六条（原産地証明）の規定に従うことを条件として、中間締約国の発給機関、認定された輸出者又は輸出者は、次の全ての要件を満たす場合には、連続する原産地証明を発給することができるものとする。

(a)　有効な原産地証明の原本又はその認証された真正な写しが提示されること。

(b)　連続する原産地証明の有効期間が最初の原産地証明の有効期間を超えないこと。

(c)　附属書三Ｂ（必要的記載事項）の規定に従い、連続する原産地証明に最初の原産地証明から関連する情報が記載されていること。

(d)　中間締約国において、連続する原産地証明を使用して再輸出される貨物について更なる加工が行われないこと。ただし、再こん包又は物流に係る活動（例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ産品を輸送するために必要な他の作業）を除く。

(e)　分割して輸出される貨物については、最初の原産地証明の総数量の代わりにその分割された輸出に係る数量が表示され、かつ、その分割された貨物の下で再輸出される総数量が最初の原産地証明の総数量を超えないこと。

(f)　連続する原産地証明に記載された情報に最初の原産地証明の発給の日付及びその番号が含まれていること。

2　第三・二十四条（原産品であるかどうかについての確認）に規定する確認手続は、連続する原産地証明についても適用する。

第三・二十条　第三者の仕入書

輸入締約国は、産品がこの章に定める要件を満たす場合には、仕入書が当該産品の輸出者又は生産者により発給されていないことのみを理由として、関税上の特恵待遇の要求を否認してはならない。

第三・二十一条　認定された輸出者

1　各締約国は、自国の法令に従い、認定された輸出者としてこの協定の下で産品を輸出する輸出者の認定について定める。当該認定を求める輸出者は、書面又は電子的手段により申請しなければならず、また、原産地申告が作成される産品の原産品としての資格を確認するために必要な全ての保証であって、輸出締約国の権限のある当局が十分と認めるものを提供しなければならないものとする。輸出締約国の権限のある当局は、次の条件を含む自己が適当と認めるあらゆる条件に従うことを条件として、認定された輸出者としての資格を付与することができる。

(a)　輸出者が当該輸出締約国の法令に従って適正に登録されていること。

(b)　輸出者がこの章に定める原産地規則を知り、かつ、理解していること。

(c)　輸出者が当該輸出締約国の法令に適合した輸出に関する十分な水準の経験を有していること。

(d)　輸出者が当該輸出締約国の権限のある当局の危険度に応じた管理手法によって評価される良好な遵守の実績を有すること。

(e)　輸出者が貿易業者である場合には、当該輸出者が、生産者による申告であって、認定された輸出者が原産地申告を作成する産品の原産品としての資格及び第三・二十四条（原産地であるかどうかについての確認）の規定に基づく確認に協力するとの生産者の意図が確認できるものを入手すること並びにこの章に定める全ての要件を満たすことができること。

(f)　輸出者が当該輸出締約国の法令に従い十分に管理された帳簿及び記録の保管のシステムを有すること。

2　輸出締約国の権限のある当局は、次のことを行う。

(a)　認定された輸出者に関する当該輸出締約国の手続及び要件を公表し、並びに容易に利用可能なものとすること。

(b)　認定された輸出者の認定を書面又は電子的手段により与えること。

(c)　認定された輸出者に対し、原産地申告に含められなければならない認定番号を与えること。

(d)　与えられた認定に関する情報を6に規定する認定された輸出者に係るデータベースに速やかに含めること。

3　認定された輸出者は、次に掲げる義務を負うものとする。

(a)　第三・二十七条（記録の保管に関する義務）の規定に従い、認定の利用の監視のため、輸出締約国の権限のある当局に対して記録及び施設にアクセスすることを認めること。

(b)　当該認定された輸出者が輸出締約国の権限のある当局により原産地申告を作成することを認められ、かつ、当該原産地申告の作成の時に産品の原産品としての資格を証明する全ての適切な文書を有する産品についてのみ、原産地申告を作成すること。

(c)　作成した原産地申告（その悪用を含む。）について全ての責任を負うこと。

(d)　輸出締約国の権限のある当局に対し、(b)の情報に関連する変更を速やかに通報すること。